

平成29年 第6回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成29年3月10日（金）  
開会 午後7時00分 閉会 午後8時15分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 森 益美 久下多賀子 田村浩章
- 4 説 明 者 教育次長 横島勝則 教育理事 梅田利也 総括指導主事 松本明彦  
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治  
子ども未来課長 吉岡正俊 社会教育課長 吉田茂夫  
文化財保護課長 吉田 誠
- 5 書 記 教育総務課庶務係長 田村真知子
- 6 議 事
- (1) 議案第19号 平成29年度京丹後市立学校教職員の一般職人事異動内申について
- (2) 議案第20号 京丹後市教育委員会と京都府警察本部との間の児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定の締結について
- (3) 議案第21号 京丹後市就学指導委員会規則の一部改正について
- (4) 議案第22号 京丹後市立学校他校通級実施要綱の一部改正について
- (5) 議案第23号 京丹後市児童・生徒遠距離通学補助金交付要綱の全部改正について
- 7 会 議 録 別添のとおり（全10頁）

8 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成29年6月1日

教 育 長 吉 岡 喜 代 和

署 名 委 員 森 益 美

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和

〔被招集者〕 野木三司 森 益美 久下多賀子 田村浩章

〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 梅田利也 総括指導主事 松本明彦

教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治

子ども未来課長 吉岡正俊 社会教育課長 吉田茂夫

文化財保護課長 吉田 誠

〔書 記〕 教育総務課庶務係長 田村真知子

〈吉岡教育長〉

ただいまから「平成29年第6回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。

皆さんこんばんは。

本日は議会の関係もあって、夜の開会となりましたけれども、どうぞよろしくお願ひ  
します。

〈吉岡教育長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

森委員を指名しますのでお願ひします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〈吉岡教育長〉

初めに、会議の非公開についてお諮りします。

議案第19号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非  
公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第19号については非公開といたします。

(※ 各課長、書記、 退室)

(※ 非公開部分省略 議案第19号について、承認)

〈吉岡教育長〉

これより会議を公開とします。

(※ 各課長、書記、 入室)

〈吉岡教育長〉

次に、議案第20号「京丹後市教育委員会と京都府警察本部との間の児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定の締結について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第20号「京丹後市教育委員会と京都府警察本部との間の児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定の締結について」説明をさせていただきます。

「児童生徒の健全育成に関する学校警察連絡制度」は、京丹後市内の小学校、中学校に在籍する児童生徒を対象に、学校と警察とが相互に児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的に、京丹後市教育委員会と京都府警察本部との間の児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定について、平成22年9月に締結し運用してきました。

しかしながら、京都府下において、少年の再犯者率の高止まり、少年非行の低年齢化、薬物乱用少年の急増など依然として厳しい少年非行の現状を踏まえ、これまでの協定書の内容を一部改訂し新たに締結をするものです。

現状の協定では警察も学校も連絡をする場合には原則として少年本人及び保護者の同意が必要とされていますが、警察に検挙された少年又は保護者から同意が得られず、警察から学校に連絡できないケースが多く見られます。そこで、今回の改訂で警察から学校へ連絡する場合は、少年及び保護者の同意を要しないこととするものです。ただし、

犯罪等の被害に関する連絡は今まで通り同意を得るものとしています。

改正の内容を説明します。新旧対照表をご覧ください。今回改正する箇所を中心に説明します。

第3条(2)は文言整理です。

第4条の第1項連絡対象事案(1)イに身柄を同行して児童相談所に送致した事案を加えています。

第4条の第2項が今回の改正のポイントになります。現在の協定では、連絡主体を学校及び警察ともに、連絡対象事案に係る児童生徒本人及びその保護者の同意を得るものとするとしていましたが、改正後は学校と警察を分けて、第2項を学校、また、新たに第3項を設け、「警察は、この協定に基づき、第1項第1号オの連絡対象事案(警察から学校への連絡対象事案のうち、犯罪等の被害者で学校との連携及び継続的な支援が必要と認められる事案)に係る連絡をするときは、原則として、当該連絡対象事案に係る児童生徒及びその保護者の同意を得るものとする。」を新たに加えています。

つまり、「連絡対象事案 オ」の項目以外は、本人及び保護者の同意が必要ないということになります。この背景には、平成27年度中に逮捕事案、あるいは大麻乱用で検挙された事案について、本人及び保護者の同意を得られず、警察から学校に連絡ができなかったなど、連絡できないケースが多く見受けられ、児童生徒の健全育成のための連携ができず、効果的な対応を図ることができなかったことにあります。

第5条は文言整理、附則として新たな効力が発生する日と現協定の廃止日を加えています。

なお、協定締結は京丹後警察署との協議が整い次第、効力発行日に間に合うよう行う予定です。以上、ご審議よろしくお願いたします。

<吉岡教育長>

議案第20号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

内容的な事ではありませんが、これはあくまでも京都府警との協定だと思うのですが、京丹後市は久美浜が兵庫県と接していますし、仮に兵庫県警の方でも何か、こういう取り決めみたいな事は考えておられないのですか。

<松本学校教育課長>

この取り決めに関しては、全国的なものですから、都道府県ごとにそれぞれされております。今回のケースは、おっしゃいますように京都府警と本市の各小中学校との協定

という位置付けになります。

〈野木委員〉

今後は、兵庫県警とのこういった動きというのはないのでしょうか。

〈松本学校教育課長〉

今のところは、そういったお話もお伺いしてないですし、府県をまたがったような警察との協定については、今のところは検討あるいは想定はしていないと思います。

〈野木委員〉

京丹後市には県境もありますし、京都府内だけでのそういう事例であればいいんですが、豊岡の方で何かあった場合は、どうなのかなと疑問に思ったものですから、今後また検討してほしいなと思って意見を言わせていただきました。

〈松本学校教育課長〉

また、警察の方々とお話をさせていただく事もありますので、その時にご意見の方、お伝えさせていただきたいと思います。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りを致します。議案第20号「京丹後市教育委員会と京都府警察本部との間の児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定の締結について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第21号及び議案第22号の2議案は、組織の名称変更等に係る規則改正及び要綱の一部改正であり、関連しますので一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

ご異議なしと認めます。よって議案第21号「京丹後市就学指導委員会規則の一部改正について」、議案第22号「京丹後市立学校他校通級実施要綱の一部改正について」の2議案を一括議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第21号「京丹後市就学指導委員会規則の一部改正について」と議案第22号「京丹後市立学校他校通級実施要綱の一部改正について」説明をさせていただきます。

まず、議案第21号から説明をさせていただきます。

平成25年10月4日付け25文科初第756号 文部科学省通知「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について」により「現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適切であること。」と示されました。

今回、この文部科学省通知に基づき所要の改正を行うものです。

改正の内容を説明します。新旧対照表をご覧ください。今回改正する箇所を中心に説明します。

まず、規則名である「京丹後市就学指導委員会規則」を「京丹後市教育支援委員会規則」に改めます。

第1条 「就学指導を」を「就学及び教育的支援に関する調査等を」に改め、「京丹後市就学指導委員会」を「京丹後市教育支援委員会」に改めます。

第2条 (5)の次に(6)として「障害のある幼児児童生徒の早期からの一貫した指導及び助言」を加え、現在の(6)と(7)を(7)と(8)とします。

なお、附則で この規則の施行期日は平成29年4月1日としています。

次に議案第22号「京丹後市立学校他校通級実施要綱の一部改正について」説明をさ

させていただきます。

京丹後市就学指導委員会規則の一部改正に伴い所要の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。第2条の第3項の「京丹後市就学指導委員会（以下「就学指導委員会等」という。）」と第5条の第3項に出てくる「就学指導委員会等」を「京丹後市教育支援委員会（以下「教育支援委員会等」という。）と「教育支援委員会等」に改めるものです。

施行期日は、附則で、京丹後市就学指導委員会規則の一部改正と同日の平成29年4月1日としています。

以上ご審議よろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

ただ今、規則並びに要綱の一部改正につきまして、2議案の説明をさせていただきました。

まず、議案第21号「京丹後市就学指導委員会規則の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<吉岡教育長>

次に、議案第22号「京丹後市立学校他校通級実施要綱の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<吉岡教育長>

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第21号「京丹後市就学指導委員会規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第22号「京丹後市立学校他校通級実施要綱の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第23号「京丹後市児童・生徒遠距離通学補助金交付要綱の全部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第23号「京丹後市児童・生徒遠距離通学補助金交付要綱の制定について」説明をさせていただきます。

京丹後市児童・生徒遠距離通学補助金交付要綱については、京丹後市発足より旧町の要綱に基づき定められています。市では学校再配置基本計画で通学支援の基準を定め、基準に基づく通学支援となるよう整理を進めており、遠距離通学補助金についても通学支援の基準と整合を図る必要があります。また、個別補助金等見直し方針（平成25年10月策定）に基づき、対象者、対象経費、費目、補助金の額等を明確にするため、今回要綱を全部改正するものです。

条文を説明します。

第1条に趣旨を、第2条に補助対象者を規定しています。

補助対象者は京丹後市立学校通学区域規則第2条に規定する小中学校への通学において、学校長に路線バス等公共交通機関による通学を許可された児童生徒の保護者で次の要件を満たすものとしています。

- (1) 集落の中心地から小学校までの距離が3 km以上の集落から当該小学校に通学する児童の保護者
- (2) 集落の中心地から中学校までの距離が6 km以上の集落から当該中学校に通学する生徒の保護者
- (3) 市長が特に必要と認めた者

です。

第3条に補助申請者、第4条に補助金の額を規定しています。額は、路線バス等公共交通機関の利用に係る定期券、回数券の購入費相当額としています。

第5条から第9条で交付の申請から補助金の支払までの手続きを定めています。

第10条その他で告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるとしています。

なお、附則でこの告示の施行期日は平成29年4月1日としています。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

<吉岡教育長>

議案第23号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願ひします。

<森委員>

学校再配置によって、スクールバスが結構運行されてはいますが、それでもまだ、まかなえない所があるという理解をしたらいいのですか。

<松本学校教育課長>

スクールバスの支援につきましては、この距離の規定に基づいて、現在させてもらっています。いわゆる学校再配置基本計画、あるいはこの規程の中では、スクールバスだけではなく、路線バスあるいは市営バスの利用も踏まえながらの通学支援という考え方を持っておりますので、今回これに当たる児童・生徒につきましては、いわゆる路線バス、通学バスを利用している保護者の方へ、学校長を通じて支援をさせていただくという内容になっております。

<吉岡教育長>

具体的に、どこの学校で何人位いるのか、説明をお願いします。

<松本学校教育課長>

28年度と29年度の状況をお伝えさせていただきます。

小学校ですが、大宮南小学校で、平成28年度は14人、平成29年度も14人の見込みで、地域としては、上常吉の児童たちです。もう1校、宇川小学校で、平成28年度は14人、平成29年度は12人を見込んでいます。地域としては袖志と尾和の児童たちです。

中学校では、大宮中学校が28年度まで一部、久住、延利、五十河等、明田も含めて支援をしていたのですが、10月31日をもって、通学支援をスクールバスに切り替えております。理由としましては、インターが開通したことによって、やはり通学の不安が出たということです。大宮中学校の一部の子どもたちにはスクールバスに整備をしましたので、29年度以降、支援をするのは、小学校2校の児童だけとなっております。

<田村委員>

今、実数を言われたんですけれども、地域も2校に絞られているし、人数も14人と、ちょっと多いなと思うんですけれども、やっぱりスクールバスは出せないのですか。

<松本学校教育課長>

基本的には、通学支援は先ほど申し上げましたように、スクールバス等ということで、路線バスも含めたかたちでさせてもらっています。一定、財政事情等も踏まえまして、スクールバスという支援については、やはりしっかりとした路線バスで、学校等の教育活動に支障がないと判断しておりますので、現在のところは、スクールバスの支援というのは考えておりません。

<田村委員>

路線バスは、バス停とか、運行時間帯ですとか、上手くいくというか、融通を利かせてもらっている感じなのですか。

<松本学校教育課長>

他地域の一部混乗バス、久美浜エリア等のケースもあるのですが、基本的には企画政策課という担当課を通じまして、やはり小学生の通学にも関わってくるので、時間等につきましては、学校の始業時間、あるいは学校が終わる時間等を配慮いただきながら、時刻変更もしていただいております。

バス停については、やはり民間等のバスなので、なかなかバス停の移動等までの協議はさせていただいていないのが現状です。

<田村委員>

苦情はないですか。

<横島教育次長>

ないですね。大宮南とか、バスの種類によっては、フリー乗降区間の所は、バス停以外でも乗れるというような部分もありますので、特に苦情は聞いておりません。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第23号「京丹後市児童・生徒遠距離通学補助金交付要綱の全部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、何かありましたらお願いしたいと思います。

<吉岡教育長>

ないようでしたら、以上で第6回京丹後市教育委員会臨時会を閉会致します。ご苦勞様でした。

<閉会 午後8時15分>

[ 3月臨時会 平成29年 3月23日(木) 午前 9時00分から ]